

# 佐賀牛40周年情報発信委託業務仕様書

## 1 目的

佐賀牛は2024年に佐賀牛ブランド誕生40周年を迎える。これまで佐賀牛の特徴や魅力を伝える取組を行ったことで、「佐賀牛」の知名度や認知度の向上を図ってきた。

今回の委託業務では、50周年に向けた次の10年に更なる飛躍を目指すため、佐賀牛40周年をPRし、佐賀牛のブランド力と存在感を高める。

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日(金)までとする。

## 3 事業目的の整理

本業務は、以下の目的達成のために行うものとする。

- ・メディアへの露出やSNSでの拡散を通じた「佐賀牛ブランド誕生40周年」の認知度向上
- ・佐賀牛の特徴や魅力の発信

### (1) 佐賀牛の特徴

- ・全国トップクラスの肉質等級基準(肉質等級5と4、BMS7以上)
- ・キメの細かな美しい霜降りは「艶さし」と称される
- ・キャッチコピー『世界に誇る「艶さし」プレミアム佐賀牛』

### (2) 実現したい姿

- ・佐賀牛40周年の歩みを幅広い人に認知してもらう
- ・数あるブランド牛の中から「佐賀牛」をセレクトし、購入するファンの獲得と定着を目指す

### (3) ターゲット

- ・認知度向上のために情報拡散が期待できる層。

## 4 委託業務の内容

消費者等に向けたプロモーション

消費者が「佐賀牛」を喫食する機会を創出し、「佐賀牛」の特徴や魅力を伝えることができる飲食イベントや、インフルエンサー等の情報発信力の高い人物を集めた企画等の情報拡散が戦略的に設計されたプロモーション。

※佐賀牛のブランドイメージを高めるプロモーションであること

委託内容は下記のとおりとする。

### (1) 時期と場所

- ・イベントの実施時期は、令和6年夏～12月末
- ・大都市圏での実施とする。

### (2) 成果目標

消費者等に向けたプロモーションの実施を通じて実現する、テレビ、ラジオ、Web、SNS、紙媒体等からの情報発信件数を提案書に記載すること。

## 5 成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

- (1) 実績報告書(1部) ※電子データまたはPDFも提出すること
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 6 委託料

13,000千円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

## 7 委託料の支払い

前金払・完了払

## 8 その他留意事項等

- (1) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、県と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。
- (2) 「佐賀牛」のブランドイメージや世界観を守ること。  
※「佐賀牛」Web サイト参照  
「<https://sagagyu-portal.com//>」  
「<https://jasaga.or.jp/agriculture/nousanbutsu/sagagyu>」
- (3) 「佐賀牛」の仕入れにかかる代金および送料は受託者負担とする。
- (4) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会(以下、本協議会とする)に帰属するものとし、制作者は本協議会に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。本協議会が利用する場合についても同様とする。
- (6) 受託者による施設・設備等の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (7) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本協議会と受託者の協議により本協議会が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (8) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

(9) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要があるときは、県と受託者との協議の上、変更することができるものとする。